


所管部課		子ども生活部 保育課	部長	榎本 豊		
件名		平成26年度東大和市保育従事職員等処遇改善事業補助金交付要綱について				
			区分	1. 審議事項	○	2. 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市補助金等交付規則				
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>単年度要綱の制定 平成26年度東大和市保育従事職員等処遇改善事業補助金交付要綱 保育施設における保育人材確保対策として、保育従事職員等の賃金の改善に取り組む市内認可外保育施設へ補助金の交付を行うため、本要綱を制定するものである。 なお、本事業は、東京都の新規事業である平成26年度東京都保育従事職員等処遇改善事業補助金を活用するものである（補助率 都10/10）。</p> <p>(1) 主な改正点 特になし</p> <p>(2) 施行日等 市長決裁日から施行し、平成26年4月1日から適用する</p> <p>(3) 影響及び効果 保育従事職員等の処遇改善に取り組む保育施設等へ補助金の交付を行うことにより、保育従事職員等の確保を進めることができる</p> <p>(4) 補助対象施設 市内の認証保育所、認定こども園、家庭福祉員</p> <p>(5) 予算措置 平成26年度12月補正において、予算措置済である。</p>						
<p>2. 経 過（現時点にいたるまでの動向等） 平成26年9月16日 平成26年度東京都保育従事職員等処遇改善事業補助金交付要綱の制定</p>						
<p>3. 留 意 事 項（問題点等）</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議報告後、市長決裁により要綱を制定したい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。